

託送料金審査について

(趣旨)

経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めのあった一般電気事業者 10 社の託送供給等約款の認可申請について、電気事業法に基づき、料金等の適正性を審査する。

主なポイント

1. 託送供給等約款の申請

- ① 7 月末に経済産業大臣に認可申請があり、9 月 1 日付けで本委員会宛てに意見の求めがあったもの。
- ② 申請においては、来年 4 月の小売全面自由化の実施に向けて、低圧向け託送料金が新規設定されるとともに、制度変更により高圧・特別高圧向け託送料金についても見直しが行われている。

2. 審査の進め方

- ① 北陸電力、中国電力及び沖縄電力の 3 社については、原価の適正性から審査を行う。
- ② 東日本大震災以降に小売料金の値上げ申請を行った北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力及び九州電力の 7 社については、原価の審査は行わず、制度改正を受けた対応が適正に料金設定に反映されているかについて審査する。

3. 今後の予定

- ① 9 月から 12 月にかけて、電気料金審査専門会合において審査する。
- ② 年内に経済産業大臣が認可を行えるよう、12 月中に本委員会から経済産業大臣に査定方針を提出する。

(参考)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）

附 則

（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）

第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を送供給等をいう。第四項において同じ。）を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確

に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3～6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）（第10条関係）

※第3弾改正電気事業法において、第2弾改正電気事業法の附則を改正（以下改正後の規定）

附 則

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～四 (略)

2 (略)